

平成30年度の連絡協議会の活動計画（案）

＜第7回 大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会＞

平成30年7月13日（金）

<目次>

1. 広報の目的等
2. 大型車通行適正化推進月間の創設
3. 平成30年度の広報の取組み
4. 新たな取組み
5. 継続的な取組み
6. 平成30年度の活動目標

1. 広報の目的等

関東地域連絡協議会は平成27年度より、取組みの一体感や浸透を図るため、統一キャッチコピー及びイメージを繰り返し用いて、各種広報活動を行っています。

連絡協議会が目指す広報

**老朽化が進む道路をこれ以上傷めないよう、
悪質な重量超過車両の走行を抑止すること。**

統一キャッチコピー（主）
（ポジティブ）

重量守り、道路を守ろう。

統一キャッチコピー（副）
（ネガティブ）

重量超過、道路劣化。

統一イメージ
（劇画風タイヤイラスト）



2. 大型車通行適正化推進月間の創設

10月1日～31日の1ヶ月間を

『大型車通行適正化推進月間』

として、取組みます。

『大型車通行適正化推進月間』とは？



老朽化した道路を劣化させる主要因である違法な重量超過車両の走行を抑止するため、連絡協議会メンバーが一体となり集中的に取り組むものです。

従来の「重点広報期間」とは何が違う？



これまで、重点広報期間では一般向けのパネル展イベントを中心に実施していましたが、適正化推進月間の大きな狙いは『**荷主**』への啓発活動です。運送事業者が適正な重量かつ安全に積荷を運搬できるよう、荷主へ協力を呼び掛けることを目的としています。

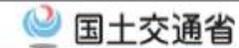
2. 大型車通行適正化推進月間の創設

過積載と荷主の関係性

- ✓ 運送事業者の車両制限令違反のうち、荷主からの強要により、やむなく違反を行っている実態（約15%が経験あり）がある。

⇒運送事業者自らの努力だけでは解決できない

(5) 過積載車両の荷主対策(過積載への荷主の関与)



- 全日本トラック協会会員に対して、荷主に関するアンケート調査を実施(H28.8~H28.9)
- 約15%が荷主から過積載等の車両制限令違反を強要されたとの回答

<アンケート内容(抜粋)>

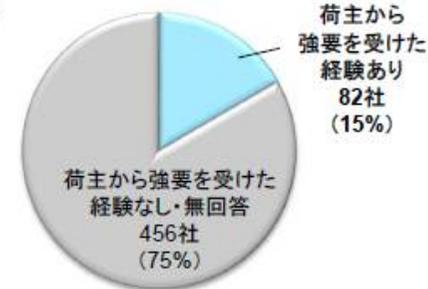
【荷主に関する質問】

問) 荷主から車両制限令違反を強要されるようなことはありますか。

- ① 強要されることがよくある
- ② ときどき強要される
- ③ ほとんど強要されたことはないがたまにある
- ④ 強要されたことはない
- ⑤ 回答できない

<アンケート結果>

約15%が荷主から過積載等を強要されたとの回答



<参考>回答の内訳

No	荷主からの強要	回答件数	構成比
①	強要されることがよくある	7	1.3%
②	ときどき強要される	16	3.0%
③	ほとんど強要されたことはないがたまにある	59	11.0%
④	強要されたことはない	403	74.9%
⑤	回答できない	19	3.5%
-	無回答	34	6.3%
合計		538	

※ (公社)全日本トラック協会アンケート調査

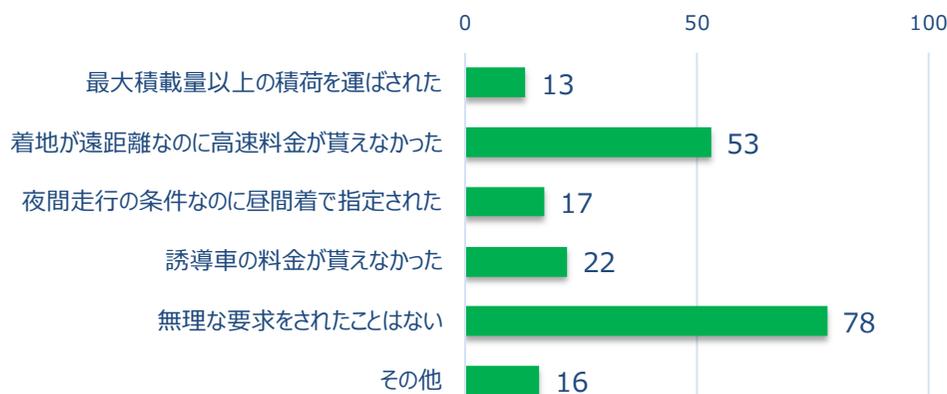
21

2. 大型車通行適正化推進月間の創設

過積載と荷主の関係性

- ✓ **トラック事業者は、約60%の割合で、荷主から何らかの強要経験あり。**
(高速や誘導車料金の不払い、過積載での輸送指示等)
- ✓ **クレーン事業者では、約70%の割合で、発注者から何らかの強要経験あり。**
(高速や誘導車料金、クレーンの分解・組立費用の不払い等)

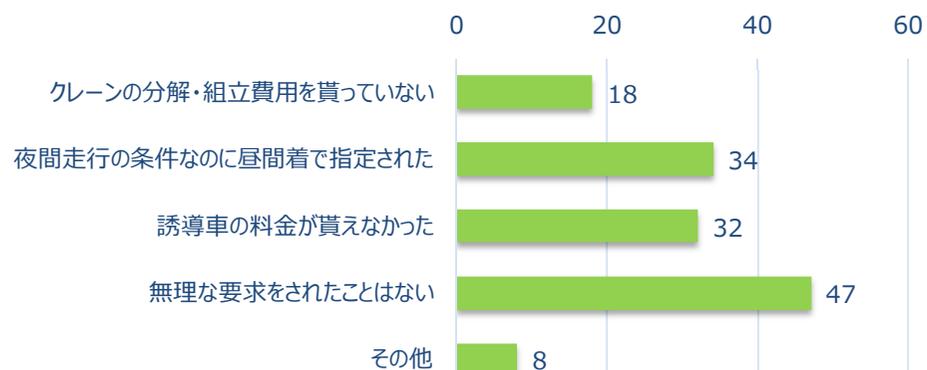
Q6 荷主から無理な要求をされたことがありますか？



【トラック事業者】

	n	%
全体	199	100.0%
最大積載量以上の積荷を運ばされた	13	6.5%
着地が遠距離なのに高速料金が貰えなかった	53	26.6%
夜間走行の条件なのに昼間着で指定された	17	8.5%
誘導車の料金が貰えなかった	22	11.1%
無理な要求をされたことはない	78	39.2%
その他	16	8.0%

Q6 発注者から無理な要求をされたことがありますか？



【クレーン事業者】

	n	%
全体	139	100.0%
クレーンの分解・組立費用を貰っていない	18	12.9%
夜間走行の条件なのに昼間着で指定された	34	24.5%
誘導車の料金が貰えなかった	32	23.0%
無理な要求をされたことはない	47	33.8%
その他	8	5.8%

3. 平成30年度の広報の取組み

今年度の広報の取組について下表のとおり案を提示する。

 : 各委員が参加して実施する取組み

NO	対象者	実施項目	実施内容	委員総出の取組み
①	荷主	荷主説明会の開催	✓ 啓発すべき荷主業界団体を選定し、特に実務担当者に向けた説明会等を開催する。	事務局 関東運輸局
②		荷主メルマガ・機関紙掲載	✓ 説明会等の実施が困難な場合、メルマガや機関紙等へ連絡協議会チラシの掲載を通じて、幅広く展開できるよう調整。	事務局
③	社会一般	ラジオCM	✓ 昨年度効果が確認されたNACK 5によるラジオCMを継続的に実施。	事務局
④		ラジオクラウドCM	✓ ラジオクラウド（アプリ）において、音声+画像によるスキップ不可の広告を掲載。	事務局
⑤		広報イベント	✓ 連絡協議会委員等が実施する既存のイベントへ参画し、チラシ配布やアンケート等を実施。	
⑥	大型車ドライバー クレーンオペレータ	ドライバー等への啓発活動	✓ ドライバーやオペレータが一定規模集まる機会（法定講習等）を活用し、チラシ配布やアンケートの実施を検討。	トラ協 全ク協 事務局
⑦		整備管理者研修資料へのチラシ掲載	✓ 関東運輸局が作成・配布する「整備管理者研修資料」に連絡協議会チラシを掲載頂く。	事務局
⑧	運送事業者	メルマガ・機関紙掲載	✓ 連絡協議会委員（関係企業団体）が発行するメルマガ・機関紙に連絡協議会の活動をPRする記事を掲載頂く。	トラ協 全ク協 事務局
⑨	全体	特車総合ツイッター	✓ 継続的に情報発信を行う。	事務局
⑩		連絡協議会ホームページ	✓ 掲載内容の充実化を図る。	事務局
⑪		チラシ・ポスターの掲示	✓ 大型車通行適正化推進月間や重点広報期間において、各員の所管場所においてチラシ・ポスターの掲示を行う。	

※黄色網掛部は今年度新たな実施項目

4. 新たな取組み

今年度新たに実施を検討している取組内容は以下のとおりである。

- ① 荷主説明会の開催
- ④ ラジオクラウドCM
- ⑥ ドライバー等への啓発活動

▶ 荷主業界団体を通じた特車制度に関する説明会等の開催

営業用・自家用別品目別輸送トン数の中で、建設関連貨物の輸送量が約4割と多く、その中でも砂利・砂・石材及び廃棄物が多いことや、運送事業者等からの要望においても、ゼネコン等へのコンプライアンス改善を求める声があることから、今年度は『建設業界』を対象に、特殊車両通行許可制度等に関する啓発活動を実施する。



■ 営業用・自家用別品目別輸送トン数（平成28年度、主要品目、単位：千トン）

	品目	営業用		自家用		合計	
		数量	構成比 (%)	数量	構成比 (%)	数量	構成比 (%)
消費関連貨物	農 水 産 品	158,807	5.3	62,020	4.6	220,827	5.1
	食 料 工 業 品	442,286	14.7	41,466	3.1	483,752	11.1
	日 用 品	276,166	9.2	14,434	1.1	290,600	6.7
	取 り 合 せ 品	411,084	13.7	960	0.1	412,044	9.5
	そ の 他	470	0.0	128	0.0	598	0.0
	計	1,288,813	43.0	119,008	8.8	1,407,821	32.3
建設関連貨物	木 材	89,084	3.0	47,054	3.5	136,138	3.1
	砂 利・砂・石 材	201,328	6.7	347,969	25.6	549,297	12.6
	工 業 用 非 金 属 鉱 物	29,186	1.0	20,924	1.5	50,110	1.1
	窯 業 品	128,254	4.3	148,671	10.9	276,925	6.4
	廃 棄 物	169,199	5.6	327,548	24.1	496,747	11.4
	そ の 他	78,479	2.6	38,387	2.8	116,866	2.7
	計	695,530	23.2	930,553	68.5	1,626,083	37.3
生産関連貨物	金 属	162,372	5.4	37,238	2.7	199,610	4.6
	機 械	275,835	9.2	80,595	5.9	356,430	8.2
	石 油 製 品	97,828	3.3	35,454	2.6	133,282	3.1
	そ の 他	478,733	16.0	156,033	11.5	634,766	14.6
	計	1,014,768	33.8	309,320	22.8	1,324,088	30.4
	合 計	2,999,111	100.0	1,358,881	100.0	4,357,992	100.0

(出典) (公社) 全日本トラック協会
日本のトラック輸送産業
現状と課題2018

資料：国土交通省「自動車輸送統計年報」より作成

(注)：1. 数値は原則として単位未満で四捨五入してあるため、合計と内計は必ずしも一致しない
2. 軽自動車を含まない

▶ラジオクラウド（アプリ）での音声・映像広告の掲載



■ラジオクラウドとは？



特徴

- ラジオ番組等のコンテンツが無料で聴取できるスマートフォンアプリ。
- 配信社数は合計64社。（ラジオ62社、新聞社1社、テレビ局1社）
- Radikoアプリとの違いは、「放送エリア」を問わないことや、リアルタイムではなく「過去の番組も視聴可」であること。
- 利用者は20～35歳以下の男女が全体の半数を占め、若年層に支持されている。
- 広告はラジオ番組の再生前に配信され、スキップ不可のため高い視聴完了率を確保。（過去の実績：90%以上）
- ラジオクラウドは、朝7時台や夕方18時～19時台の聴取率が高い。

■今回配信エリア：関東地区

TBSラジオ、文化放送、ニッポン放送、InterFM897、TOKYO FM、J-WAVE、ラジオ日本、bayfm78、NACK5、FMヨコハマ、IBS茨城放送、渋谷のラジオ、目黒FM

以降にラジオクラウドCM案を提示

4. 新たな取り組み

【③ラジオクラウドCM】

■ CM案
 ↓現場レポート風↓

▶映像（3画面の切替表示）



道路の損傷原因

重量オーバーした大型車

荷主も罰

詳しくは、この画面をタップ。

重量守り、道路を守ろう。



※映像は現段階のイメージ（ラフ案）です。

▶音声

SE

ブォーン（大型車通過音）

女性アナ

道路が傷む主な原因は、
違法に重量オーバーした大型車両。

重量オーバーは運送会社だけの
問題ではなく、荷主の指示があれば、
その責任も問われます。

BGM



Na（男性）

重量守り、道路を守ろう。

「大型車通行適正化に向けた
関東地域連絡協議会」

▶ 大型車ドライバーやクレーンオペレータに対して啓発活動を実施

一都三県のトラック協会及び全国クレーン建設業協会へ、大型車ドライバーまたはクレーンオペレータが一定の規模で集まる機会について、ヒアリングを実施。

**重量部会、海上コンテナ部会
の場を活用**
(対象：特車ドライバー)

安全運転講習会の場を活用
(対象：クレーンオペレータ)

※安全運転講習を支部毎に実施しているが、特車ドライバー以外も含まれるため、特車に特化した上記部会での啓発が効果的

チラシの配布やアンケート調査を通じて、現場の声を収集し、
実態に即した広報活動の基礎資料とする。

5. 継続的な取組み

過年度からの継続的な取組みは以下のとおりである。

- ② 荷主団体メルマガ・機関紙の掲載
- ③ ラジオCM
- ⑤ 広報イベントの実施
- ⑦ 整備管理者研修会資料へのチラシ掲載
- ⑧ 運送事業者団体メルマガ・機関紙への記事掲載
- ⑨ 特車総合ツイッター
- ⑩ 連絡協議会ホームページ
- ⑪ チラシ・ポスターの掲示

▶ 連絡協議会の活動エリアを聴取可能エリアとしてカバーする放送局（FM NACK5）でラジオCMを放送する。

【今年度の実施予定】

「大型車通行適正化推進月間」において、昨年度同様に3日間で合計20回のラジオCMを実施する。

【10月】

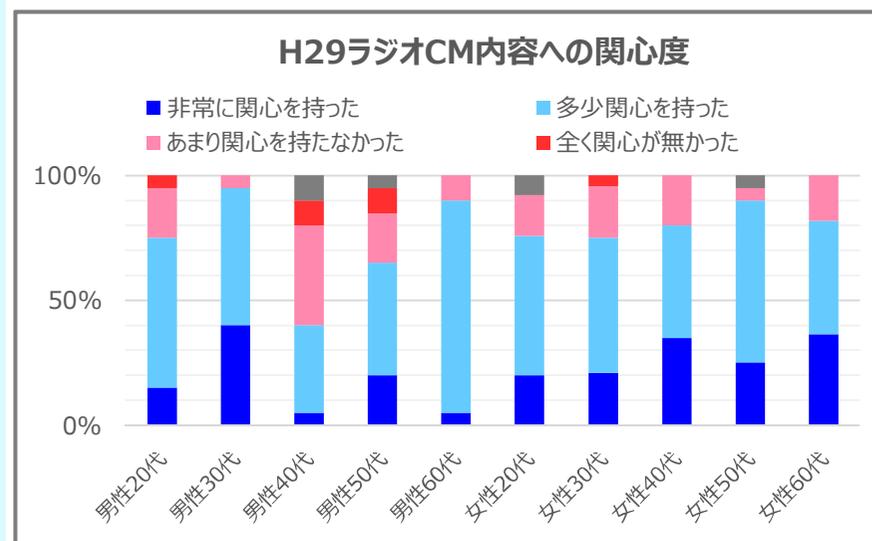
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
					← 予定	
7	8	9	10	11	12	13

NACK 5は、埼玉県を中心に、東京都・千葉県・神奈川県の連絡協議会活動エリアを聴取エリアとして有する。
(エリア人口は約3700万人以上)

以降にラジオCM案を提示

▶ 昨年度のラジオCM実施効果

昨年度のラジオCM放送の結果、性別・年代を問わず幅広くラジオCM内容への関心を得ることができた。（「非常に、または多少関心を持った」割合の平均は約80%）



(参考) 昨年度の実績

- 放送局：FM NACK 5
- 放送日：H29年11月3日（金・祝）～5日（日）
- 放送回数：40秒CM×20回

■ CM案
 ～ニュースキャスター＆解説者風～

担当	広報（案）
BGM （女性アナ） （解説者）	<p>♪（番組風）</p> <p>今日の解説は、「大型車両の重量オーバー」についてです。</p> <p>重量オーバーとは、道路法、道路交通法で定められている重さ以上に荷物を積んで走行することですね。</p> <p>この違反車両が、道路を傷め、補修工事を増やしています。</p> <p>では、なぜ違法な重量で走るのか。理由は、運送会社だけの問題ではなく、荷主からの指示によることもあるのです。もちろんその場合は、荷主も罰せられます。</p>
BGM Na（女性）	<p>♪</p> <p>重量守り、道路を守ろう。</p> <p>「大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会」からのお知らせでした。</p>

5. 継続的な取組み

【⑤広報イベント】

▶ 連絡協議会委員が独自に実施する既存のイベントに参画し、チラシ配布やアンケート調査等の広報活動を実施する。

【昨年度の（一社）埼玉県トラック協会主催のイベントの様子】

交通安全・環境フェア
はたらく車 in 埼玉スタジアム 2002
入場無料
2017
日時 2017 11/18日 (小雨決行) 9:30~15:00
場所 埼玉スタジアム 2002 東駐車場
無料送迎バスあり
乗場 ●埼玉高速鉄道 浦和駅西口
●京浜東北線 浦和駅西口
●京浜東北線 浦和駅東口
特設サイト <http://www.saitokyo2017.com>
主催：一般社団法人 埼玉県トラック協会
お問い合わせ (一社) 埼玉県トラック協会 TEL.048-645-2771



連絡協議会チラシ（ティッシュ）を配布

【今年度の実施予定①】

今年11月10日（土）に開催予定の（一社）埼玉県トラック協会主催「交通安全・環境フェア」に連絡協議会ブース（テント）を設け、参画予定。

- ✓ 連絡協議会チラシ（ポケットティッシュ予定）
- ✓ 来場者へのアンケート調査予定

【その他】

連絡協議会として参画可能な既存のイベント等の有無について調査および調整中。

5. 継続的な取組み

【⑦整備管理者研修資料】

▶ 関東運輸局が毎年実施する「整備管理者研修」の資料（冊子）に連絡協議会チラシを掲載する。

平成29年度は、下記のとおり『運行管理者等講習資料』に連絡協議会チラシを掲載し周知した。

(出典) 関東運輸局提供資料 (H29)

5. 継続的な取組み

【⑧ 運送事業者メルマガ・機関紙掲載】

▶ 関係企業団体委員が発行するメルマガや機関紙に連絡協議会の取組みに関する記事を掲載する。

【昨年度までの実施例】

2016/10/27 神奈川建設重機協同組合
組合ニュース vol.177

【注意喚起】国土交通省方針
公共工事での重量違反行為排除へ

新聞初報では、国土交通省が公共工事における重量違反車両排除の方策を打ち出すこととした。(2016/10/27 建通新聞)

ここで云う「重量違反車両」は、過積載車両のみならず、総重量違反車両も含まれる。神奈川県内においては、他地区にさきがけて横浜国道事務所との連携のもと、重量違反車両撲滅に取り組んでいるが、未だに違反車両走行が散見されている模様。今年度中には「大型車通行道正化に向けた関東地域連絡協議会(国土交通省主管)」において、連絡協議会による《合同取締り》の実施が予定されている。

公共工事で違反行為排除
過積載の取り締まり強化

国土交通省は、今年度(2016年度)から、公共工事における重量違反車両の取り締まりを強化する方針を打ち出した。これは、国土交通省が、公共工事における重量違反車両の取り締まりを強化する方針を打ち出したことによる。国土交通省は、今年度(2016年度)から、公共工事における重量違反車両の取り締まりを強化する方針を打ち出した。これは、国土交通省が、公共工事における重量違反車両の取り締まりを強化する方針を打ち出したことによる。

重量オーバーさせないようご協力を。
運送事業者の方へ

重量のルールを必ず守りましょう。
運送事業者の方へ

荷を頼む側も、運ぶ側も、重量超過は罰則が適用されます。

国土交通省 関東地方整備局

(出典) (一社) 全国クレーン建設業協会神奈川支部提供 (組合ニュース掲載事例 H28)

【今年度の実施予定①】

機関紙「トラック時報」に連絡協議会による啓発活動や広報活動の取組みについて記事を掲載予定。(調整中)

- (一社) 東京都トラック協会
- (一社) 千葉県トラック協会
- (一社) 神奈川県トラック協会
- (一社) 埼玉県トラック協会



(出典) 東京都トラック時報

【今年度の実施予定②】

ホームページまたは機関紙等を通じて (一社) 東京都トラック協会HPより抜粋 PR予定。(調整中)

- (一社) 全国クレーン建設業協会東京支部
- (一社) 全国クレーン建設業協会神奈川支部
- (一社) 全国クレーン建設業協会千葉支部
- 埼玉クレーン協会

5. 継続的な取組み

【⑨特車総合ツイッター/⑩連絡協議会HP】

ツイッターとHPの活用

- 委員の皆さまから、利用者が興味を引くような特殊車両の写真等の素材の提供を頂きながら、ツイッターによる発信情報の充実化に努める。
- 連絡協議会HPは、特殊車両通行許可制度に関する新たな施策等の情報が網羅された利用しやすいHPとして認知されるよう、内容の充実化を図る。



【特車総合ツイッター】



【連絡協議会HP】

5. 継続的な取組み

【⑪チラシ・ポスターの掲示】

委員の皆さまへのお願い

- 昨年度新たに更新したチラシ及びポスターの設置・掲示の御協力をお願いします。（ポスターについては、今年度A1サイズの印刷版を配布予定としています。）
- 集中期間（適正化推進月間及び重点広報期間）終了後、設置状況（写真）やチラシの配布数の調査に御協力ください。

重量オーバーさせないようにしましょう。

荷主の方へ

- ムリな発注条件の提示や重量超過させた場合は、荷主の責任も波及されます。
- 重量違反への関与が認められる場合は、警告します。
- さらに主体的な違反行為があった場合は、荷主警告を発動(レッドカード)します。

荷を頼む側も、運ぶ側も、重量超過は罰則が適用されます。

重量のルールを必ず守りましょう。

運送事業者の方へ

- 重量違反の場合は、運転者および使用者(事業者)に罰則が適用されます。
- 大型車両の取締まりを強化します。
- 特に悪質な違反者(基準の2倍以上の重量超過)は即時警告(レッドカード)されます。

定められた重量をオーバーした大型車両が、道路を傷める大きな要因に。

定められた重さ、長さ、高さ、幅を1つでも超える車両は「特殊車両通行許可」が必要。

重量守り、道路を守ろう。

大型車適正化に向けた関東地域連絡協議会

事務局：関東地方整備局 道路部 交通対策課

【チラシ（縦型）】



過年度のチラシ・ポスター展開例



6. 平成30年度の活動目標

◎ 活動目標

▶ 委員総出の取組実施

昨年度に引き続き、連絡協議会が一体となって委員総出の取組みを実施することにより、大型車両の走行に関わる荷主・運送事業者の他、社会一般まで広く周知PRする。

『後日、別途事務局より参加の有無について確認させていただきます。』